

---

---

**監査委員公表**

---

---

那 監 公 表 第 7 号  
平 成 25 年 3 月 1 日

那覇市監査委員	大 嶺 英 明
同	宮 里 善 博
同	喜 舎 場 盛 三
同	屋 良 栄 作

平成 24 年度財政援助団体等監査の結果について (公表)

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、こどもみらい部 (子育て応援課)、健康福祉部 (障がい福祉課、ちゃーがんじゅう課)、学校教育部 (青少年育成課) の財政援助団体等監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

## 平 成 24 年 度

## 財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告 書

## 第 1 監査の対象

- |         |   |
|---------|---|
| 1 実施根拠等 | 地方自治法第 199 条第 7 項、那覇市監査基準及び財政援助団体等監査実施要領に基づき実施する。                 |
| 2 所管部局  | こどもみらい部 子育て応援課<br>健康福祉部 障がい福祉課<br>ちゃーがんじゅう課<br>教育委員会 学校教育部 青少年育成課 |
| 3 対象団体  | こぞくら児童クラブ<br>大道児童クラブ<br>あすなる児童クラブ<br>小禄南児童クラブ<br>はぐくみ児童クラブ        |

大名児童クラブ  
沖縄中央育成園生活センター  
有限会社 シルバーケア夢  
那覇市青年団体連絡会

- 第 2 監査の期間** 平成 24 年 10 月 2 日から平成 24 年 12 月 25 日まで  
監査委員監査日：11 月 27 日及び 30 日  
現地監査日：11 月 30 日
- 第 3 監査の範囲** 主として平成 23 年度の財政援助団体等に対する補助金の  
執行状況及び会計経理状況並びに指定管理者の管理に係る  
出納及びその他の事務の執行

#### 第 4 監査の方法

##### 1 財政援助団体監査

###### (1) 所管部局

- ア 補助金、負担金、その他の財政援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- エ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- オ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

###### (2) 対象団体

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ウ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

##### 2 現地監査

- (1) 大道児童クラブ
- (2) あすなろ児童クラブ
- (3) はぐくみ児童クラブ
- (4) 有限会社シルバーケア夢

#### 第 5 事業概要と監査結果

- 1 事業名称 那覇市放課後児童健全育成事業補助金  
所管部局名 こどもみらい部 子育て応援課  
補助決定関係法令等  
ア 那覇市放課後児童健全育成事業実施要綱  
イ 那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱  
主な補助対象経費

放課後児童クラブの運営に要する経費（飲食物費を除く）

主な事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る

補助対象団体 44団体

補助金総額 2億1,761万4,000円

平均総事業費 1,045万3,303円

平均補助額 494万5,773円

(1) 補助金交付先 こざくら児童クラブ（那覇市首里大中町1-5-9）

設立年月日 平成16年4月1日

代表 フォージ 両子

児童数（平成23年4月1日現在）45人

指導員数 常勤2人

年間開設日数 293日

開設時間 平日11:00～19:30

長期休暇日 7:30～19:30

設立目的 放課後児童健全育成事業

補助金交付額(A) 621万5,000円

総事業費(B) 1,168万8,000円

補助金充当率(A/B\*100) 53.2%

監査の結果

対象となった事務は、「(7)指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 補助金交付先 大道児童クラブ（那覇市大道146-1 大道小学校内）

設立年月日 平成12年4月1日

代表 石原 晃治

児童数（平成23年4月1日現在）45人

指導員数 常勤2人

年間開設日数 293日

開設時間 平日11:00～19:00

長期休暇日 8:00～19:00

設立目的 放課後児童健全育成事業

補助金交付額(A) 584万8,000円

総事業費(B) 1,035万512円

補助金充当率(A/B\*100) 56.5%

監査の結果

対象となった事務は、「(7)指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(3) 補助金交付先 あすなろ児童クラブ（那覇市識名1279-1大三アパートA-103）

設立年月日 平成5年4月1日

会長 赤嶺 なおみ

児童数 (平成23年 4 月 1 日現在) 22 人

指導員数 常勤 2 人

年間開設日数 294 日

開設時間 平日 11 : 00 ~ 19 : 00

長期休暇日 8 : 00 ~ 19 : 00

設 立 目 的 放課後児童健全育成事業

補助金交付額(A) 327 万 7,000 円

総事業費(B) 612 万 859 円

補助金充当率 (A/B\*100) 58.4%

監査の結果

対象となった事務は、「(7) 指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(4) 補助金交付先 小緑南児童クラブ (那覇市小緑583ファミリーマンションA4)

設立年月日 昭和56年 4 月 1 日

代表 松本 京子

児童数 (平成23年 4 月 1 日現在) 40 人

指導員数 常勤 1 人・パート 2 人

年間開設日数 283 日

開設時間 平日 12 : 00 ~ 18 : 30

長期休暇日 8 : 00 ~ 18 : 30

設 立 目 的 放課後児童健全育成事業

補助金交付額(A) 410 万 5,500 円

総事業費(B) 990 万 575 円

補助金充当率(A/B\*100) 41.5%

監査の結果

対象となった事務は、「(7) 指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(5) 補助金交付先 はぐくみ児童クラブ (那覇市字小緑1066字栄原幼稚園内)

設立年月日 平成 4 年 4 月 1 日

代表者 平安山 由紀

児童数 (平成23年 4 月 1 日現在) 68 人

指導員数 常勤 3 人

年間開設日数 296 日

開設時間 平日 11 : 00 ~ 19 : 00

土曜日 9 : 00 ~ 17 : 00

長期休暇日 8 : 30 ~ 19 : 00

設 立 目 的 放課後児童健全育成事業

補助金交付額(A) 485 万 2,500 円

総事業費 (B) 1,131 万 4,393 円

補助金充当率(A/B\*100) 42.9%

監査の結果

対象となった事務は、「(7) 指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適

正に処理されているものと認めた。

(6) 補助金交付先 大名児童クラブ (那覇市首里大名町1-49)

設立年月日 平成4年7月1日

代表 仲盛 久美子

児童数 (平成23年4月1日現在) 65 人

指導員数 常勤5人

年間開設日数 296 日

開設時間 平日11:00~18:30

土曜日 8:00~16:00

長期休暇期間中 日8:00~18:30 (夏、冬、春休み)

長期休暇期間 (年末年始) 12月30日~1月3日

設立目的 放課後児童健全育成事業

補助金交付額(A) 535万6,500円

総事業費(B) 1,185万8,045円

補助金充当率 (A/B\*100) 45.2%

監査の結果

対象となった事務は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(7) 指摘事項等

(子育て応援課) (注意事項)

「放課後児童クラブ」は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて「健全な育成」を図る事業である。

本市の各児童クラブ (44 補助団体) の月額保育料 (給食費・おやつ代含まず。) は1年生で6,500円~1万4,000円、指導員の給与月額 (期末手当含む) は約9万5,000円~26万7,000円と児童クラブによって大きな開きがある。また、各児童クラブの年間事業計画も多様である。

これは、県外の児童クラブが公設・公営又は公設・民営による運営が主であるのに対し、本市の児童クラブが公設 (学校の空教室)・民営 (26 団体) や民設 (民間アパート)・民営 (18 団体) で運営されてきたことや、市の当該事業に対する運営指針を定める「放課後児童クラブガイドライン」が整備されていないこと等によるものと思われる。

また、運営委員会や監査機能、財務処理における証憑類の整理や指導員の就労要綱の整備等が不十分な団体が散見された。

これらの課題の改善や児童クラブの運営を一層充実するために、市のガイドラインの整備や施設・設備の充実、学校・関係機関及び地域との連携の強化や指導員の資質の向上等、適切な対応に努められたい。

児童クラブの運営に当たっては、事業の公共性を考慮して、児童が等しく健全な育成の機会が得られるよう、適切に運営されることが求められている。市は、各放課後児童クラブの運営状況を把握するための体制を確保し、定期的又は随時に確認し必要な指導・助言を行う等、質の向上が図れるよう努められたい。

なお、補助金交付申請に係る事務手続きにおいて、受領印の押印漏れが見られることから事務手続きの適正化に留意されたい。

## (児童クラブ共通)

## ア 補助金の充当について (注意事項)

那覇市放課後児童育成事業補助金交付要綱 (以下交付要綱という) では、運営に要する経費の全部又は一部について補助金を交付するとしている。また、交付要綱第3条別表において、補助対象経費から「飲食物費を除く」と規定されている。しかし、各児童クラブにおいて、活動費として、歓迎会、懇親会、親子バーベキュー等の行事に際し飲食糧費が計上され、これに補助金を充当するという不適切な充当がみられる。補助金等交付要綱に基づき適切に補助金を充当されたい。

また、県外研修費、お土産品代、娯楽施設入場代、花束代、映画のチケット代等、「放課後児童健全育成事業」の目的にそぐわないと思われる支出が見られるのでその内容について検討されたい。

## イ 指導員の業務について (要望事項)

児童クラブで児童の安全確保や事業計画の実施を職務とする指導員が業務の間や自宅へ持ち帰り帳簿の整理等を行っている事例が散見された。

また、財務帳票類についても、様式等が統一されておらず効率的な事務処理がなされていないことも見うけられた。

指導員を本来の業務に専念させるとともに、基本的な帳票等について様式の統一化を図るなど事務処理の効率化について検討されたい。

## (こぞくら児童クラブ)

光熱水費 (電気料金、水道料金、ガス料金) の負担割合について (要望事項)

こぞくら児童クラブは、こぞくら保育園に併設されていることから光熱水費メーターが共有となっているが、光熱水費の負担割合は児童クラブが3分の2、保育園が3分の1となっている。児童クラブの負担割合が大きい理由として、児童クラブの使用人数が保育園より多いことを挙げているが、補助金の対象である当該光熱水費の使用負担分を明確にするため、メーターの分離設置等を検討されたい。

## (小禄南児童クラブ)

対象児童について (注意事項)

小禄南児童クラブ運営規程によると、受け入れ対象児童が小学校2年生から6年生とされ小学校1年生が対象外となっている。

国の放課後児童クラブガイドラインや那覇市放課後児童健全育成事業実施要綱のとおり小学校1年生から対象にするよう運営規程の改正をされたい。

## (はぐくみ児童クラブ)

補助金充当額 (行事費) の内容について (注意事項)

当該児童クラブに係る平成23年度運営補助金 (485万2,500円) のうち、26.5%にあたる128万4,130円が県外交流会の航空運賃、宿泊費等に充てられている。

那覇市放課後児童健全育成事業実施要綱の別表の規定には、補助事業の対象経費として「飲食物費を除く。」との制限規定しかないので、当該県外交流会等に関しては、禁止規定は置かれていないが、同要綱等の趣旨、目的等を考慮すると、補助対象経費のあり方として、適切さを欠くおそれもある。

市補助金を充当して行う事業については、適切さを欠くことがないよう努められたい。

## 2 事業名称 那覇市通所サービス利用促進事業補助金

(1) 所管部局名 健康福祉部 障がい福祉課

(2) 補助金交付先 社会福祉法人育成福祉会

沖縄中央育成園生活支援センター

(南風原町字宮平548番地の1)

設立年月日 平成18年10月1日

代表者 安里 盛一

## 設立目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行う。

(3) 補助金交付額(A)	146 万円
総事業費 (B)	203 万 6,972 円
補助金充当率(A/B*100)	71.7%

(4) 主な事業概要

障害者自立支援法による通所サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う各事業所への通所）及び短期入所を利用する方々の送迎サービスの実施を促進し、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。

(5) 補助決定関係法令等

那覇市通所サービス利用促進事業補助金交付要綱

(6) 主な補助対象経費

対象経費は、事業所が実施する送迎サービスに必要な経費（給料手当、臨時雇用賃金、福利厚生費、修繕費、賃借料、保険料、租税公課費、委託費）

(7) 監査の結果

対象となった事務は、「(8) 指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(8) 指摘事項等

(障がい福祉課)

補助金決定手続きの確認について (要望事項)

補助事業に係る最終補助金額決定手続きの事務作業が年度末の1、2週間で31団体すべての確認作業を職員1人で担当している現状がある。

補助金の交付手続きは、多額の公費を支出する重要な手続きであるので、その確認作業については、所管課の体制の見直しを図り、慎重かつ適切な事務手続きを行われたい。

(沖縄中央育成園生活支援センター)

補助事業に係る契約方法について (要望事項)

通所サービス等利用促進事業に係るリース車両の契約決定方法について、随意契約で決定されている。当該社会福祉法人の経理規程には、一般競争入札及び指名競争入札の規定が整備されているので、それに則した契約方法が可能であったと思われる。

補助事業といえども最小の経費で最大の効果を求める公契約の理念は適用されるものであり、適正な契約事務手続きについて、所管課としての確認を十分に行われたい。

3 事業名称 那覇市地域介護・福祉空間整備等補助金

(1) 所管部局名 健康福祉部 ちゃーがんじゅう課

(2) 補助金交付先 有限会社 シルバーケア夢 (那覇市当蔵町2-16)

設立年月日 平成17年6月10日

代表 宮城 功

設立目的 介護保険法に基づく通所介護事業、訪問介護事業等介護用機器等の販売及び賃借、修理等を目的とする。

(3) 補助金交付額 140 万円

(4) 主な事業概要

認知症対応型共同生活介護事業所 (グループホーム サンサン丸) を平成24年3月1日に開設し、那覇市の指定を受けて介護事業を行う。そのほか、「居宅介護支援事業所 夢」、「デイサービスセンター 夢」、高齢者ケア付住宅等の事業を行っている。

(5) 補助決定関係法令等

那覇市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱

(6) 補助対象事業の概要

ア 補助対象経費

事業所 (グループホーム サンサン丸) の地域交流室 (19.05 m<sup>2</sup>) の整備に係る費用

イ 整備事業の概要

工事費用 145 万円 (うち、補助金 140 万円)

着工年月日 平成 23 年 10 月 28 日

しゅん工年月日 平成 24 年 2 月 29 日

供用開始年月日 平成 24 年 3 月 1 日

(7) 監査の結果

対象となった事務は、「(8) 指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。



## (8) 指摘事項等

(チャーがんじゅう課)

補助金の交付事務について (要望事項)

認知症高齢者グループホームに併設する地域交流室の整備工事のため、那覇市地域介護・福祉空間整備等補助金として140万円を、有限会社シルバークア夢に対し交付しているが、工事積算額の妥当性や、工事完了の検査について、専門的にチェックする体制が整っていない。これらの課題を解消するため、建築工事関連部署との連携を図り技術支援を受ける等の方策を検討されたい。

補助金交付先団体から提出された工事着手報告書については、一部記載漏れのまま受理されていたので、チェック漏れがないよう十分に内容を確認されたい。

また、補助金交付額確定の際に、交付先団体が工事発注業者に対し工事費用を支払っているかについて確認を行っていないが、補助金の適正な執行のため、これを確認する必要がある。なお、当該工事費用の支払いについては、支払領収書により確認した。

以上の課題事項について確実に履行されるよう、補助金交付要綱等を整備されたい。

## 4 事業名称 那覇市生涯学習振興費補助金

(1) 所管部局名 教育委員会学校教育部青少年育成課

(2) 補助金交付先 那覇市青年団体連絡会

那覇市寄宮 2-32-1 (那覇市教育委員会青少年育成課内)

設立年月日 平成5年11月23日

会長 宇座 一志

設立目的 市内の青年団体の連携を図り、その助長発展に努めると共に、那覇市の発展に寄与することを目的とする。

(3) 補助金交付額(A) 153万円

総事業費 (B) 318万172円

補助金充当率(A/B\*100) 48.1%

(4) 主な事業概要

那覇市内の各地域で活動する青年団体を集め、那覇市における青年(会)活動の活性化を図ると同時に、那覇市の伝統芸能の継承と発展に寄与することを目的とする。青年会や青年サークルを統括し、青年祭、青年文化事業や青年交流研修により地域活性化・青少年健全育成を図る。

(5) 補助決定関係法令等

ア 那覇市補助金等交付要綱

イ 那覇市生涯学習振興費補助金要綱

(6) 主な補助対象経費

事務局運営費(会員報酬等)・活動費(青年祭、研修、県外交流等)

## (7) 監査の結果

対象となった事務は、「(8) 指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## (8) 指摘事項等

## (青少年育成課)

## 加盟団体数の増加について (要望事項)

那覇市青年団体連絡会 (以下「青年団体連絡会」という。) に対する那覇市生涯学習振興費補助金 (団体補助) は、補助金を活用した地域づくりの一環として、市内の各地域で活動する青年団体を網羅することにより、那覇市における青年活動の活性化を図ることを目的としている。

青年団体連絡会の加盟数は、第4次総合計画の施策「地域と連携して青少年の健全育成を図る」の成果指標にもなっており現在の7団体から平成24年度は20団体としているが数値目標の達成には厳しい状況である。

青年団体連絡会の活動については、当該青年団体連絡会主催の「なは青年祭」が今年で20回目を迎え、地域で活動する多数の青年団体等が参加して行われるなど評価できるものの加盟数増加につながっていない。

当該補助金事業を所管する青少年育成課については、補助金事業の目的を効果的に達成するため、各地域にある青年会の現状把握と課題分析を行うとともに加盟団体の増加及び事業活性化のための方策について青年団体連絡会と協議し、具体的かつ実効性のある行動に取り組まれない。